定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月二十五日

山梨県南アルプス市十日市場七八九番地

株式会社サニカ

代表取締役社長　林　憲正

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である真瀬智弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月二十五日

神奈川県逗子市逗子五丁目五番一三号

ヘッジホッグワークス・インク

日本における代表者　真瀬　智弘

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である阿部由香が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年六月二十五日

広島市中区袋町五番二八号

ル・アルーア・カンパニー・リミテッド

日本における代表者　阿部　由香

限定承認公告

本籍東京都世田谷区北烏山八丁目一八番、最後の住所東京都世田谷区給田四丁目二七番四―三〇七号　被相続人　亡　松村　昇

右被相続人は平成二十五年五月十三日死亡し、その相続人らは平成二十六年三月三十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

東京都世田谷区給田四丁目二七番四―三〇七号　相続財産管理人　松村　康子

限定承認公告

本籍東京都世田谷区上馬一丁目四九四番地、最後の住所神奈川県小田原市上町四六番地の四　被相続人　亡　古谷　元雄

右被相続人は平成二十六年二月十九日死亡し、その相続人は平成二十六年六月十六日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

神奈川県小田原市中町二丁目一番一五号

限定承認者　古谷　一夫

限定承認公告

本籍新潟県上越市大字黒井一八八〇番地、最後の住所神奈川県厚木市栄町二丁目一〇番七―一二〇一号　被相続人　亡　森田　稔

右被相続人は平成二十六年四月二十四日死亡しその相続人は平成二十六年六月十二日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

神奈川県厚木市栄町一丁目一〇番七―一二〇一号　相続財産管理人　森田　恵子

限定承認公告

本籍埼玉県飯能市仲町三八五番、最後の住所静岡県熱海市昭和町四番三三号

被相続人　亡　辻川　太郎

右被相続人は平成二十五年十一月一日死亡し、その相続人は平成二十六年六月十三日静岡家庭裁判所熱海出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月二十五日

静岡県熱海市昭和町四番三三号

相続財産管理人　辻川　一郎

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、平成二十六年七月二十八日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ジャパン・オポチュニティ3特定目的会社

受託者

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

（二）信託の年月日及び契約名称

平成十七年九月二十九日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

不動産信託部

電話番号　〇三―三二七四―九〇七八

平成二十六年六月二十五日

受託者　東京都中央区八重洲一丁目二番一号

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長　中野　武夫

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十六年六月六日開催の通常総会において、出資一口の金額を一万円から二千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十六年六月二十五日

東京都墨田区両国四丁目三七番二号

友愛共済協同組合

代表理事　飯嶋　伸明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年四月二十一日付官報の号外第八十九号五十三頁に掲載されています。

平成二十六年六月二十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター

厚木ロジスティック特定目的会社

取締役　松澤　和浩

正　誤

平成二十六年六月十一日（号外第百二十九号）公布法律第六十三号（電気通信事業法の一部を改正する法律）

（印刷誤り）

四二ページ下段表中

「

二　線路技術に係る電気通信主任技術者定期講習	イ　線路設備及びその管理に関する科目

」

は

「

二　線路技術に係る電気通信主任技術者定期講習	イ　線路設備及びその管理に関する科目

」

の誤り。

平成二十五年七月一日国土交通省告示第六百七十号（砂防法第二条の土地を指定する件）

（原稿誤り）

九ページ二段二行目の「区域」は「区域（平成十三年国土交通省告示第二百五十四号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十五日付第一四一号
付政府調達第一一七号二四

一二八ページ●同日付第一四二号一六〇ページ●同日ページ●三月二十七日付衆会第一一号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）